

電力・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付金のご案内

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響
 が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に給付金を支給しています。

☎町民税務課 給付金担当

NTT…Tel(32)3081 IP直通…Tel(39)9063

給付金の支給額

1世帯あたり**5万円**

給付金の申請期限

令和5年**1月31日**まで

給付金の支給時期

町民税務課が確認書(申請書)を
 受理した日から約30日後

支給対象となる世帯

01 令和4年度住民税非課税世帯臨時特別 給付金を受給した世帯

支給済

上記給付金を支給した口座へ、令和4年
 12月に振込みました。

02 ●令和4年度住民税均等割が非課税である 世帯(上記①を除く) ●令和4年1月2日以降に転入された方が いる世帯

令和4年11月に「支給要件確認書(申請書)」をお
 送りしました。申請がお済みでない方は必要書類
 を添えてお早めにご提出ください。

03 予期せず、令和4年1月以降の収入が減少し、 住民税非課税世帯と同様の事情にあると 認められる世帯(家計急変世帯)

申請が必要です。申請書等は吉野町ウェブサイト
 でダウンロードできます。(町民税務課から郵送も
 可能です。ご希望の方はご連絡ください。)申請書
 に必要書類を添えてお早めにご提出ください。

※**住民税非課税と同様の事情とは**、世帯員全員のそれ
 ぞれの年収見込額(令和4年1月から12月までの任
 意の1か月収入×12倍)が住民税均等割非課税水準
 以下であることを指します。

(注1) ①②③いずれも、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯(被扶養者のみ
 の世帯)は対象になりません。(注2) ①②③のいずれか一方しか受給できません。※詳しくは、右の
 二次元コードから町ウェブサイトをご覧ください。



20歳になったら国民年金に加入することが義務づけられています

年金手帳

日本年金機構

国民年金は、老後やいざというときの生活
 を、現役世代みんなで支えようという考え
 で作られた仕組みです。具体的には、若い
 ときに公的年金に加入し保険料を納め続け

ることで、自分が年をとったときや、病気やケガで障がい
 が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を
 受け取る事ができる制度です。

☎町民税務課 年金担当

NTT…Tel(32)3081 IP直通…Tel(39)9063

将来の大きな支えになります

20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。
 国が責任を持って運営するため、安定しています。年金の給付
 は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や
 遺族年金があります。障害年金は、病気や事故で障害が残った
 ときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、
 その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のいる配偶
 者」や「子」)が受け取れます。

後期高齢者医療保険加入の皆様へ

閩奈良県後期高齢者医療広域連合
TEL0744(29)8430

後期高齢者医療 高額療養費
(外来年間合算)制度について

外来年間合算は70歳以上の高額療養費の上限を見直すことに伴い、年間をとおして長期療養を受けている方の負担を軽減する制度です。

下表のとおり、自己負担額が1割の対象者(※1)が基準日(※2)時点で計算期間(※3)の1年間で外来療養に係る額が年間上限額(※4)を超えた場合に、その超えた額を支給します。

対象者(※1)	負担区分が一般または低所得者Ⅰ・Ⅱ
基準日(※2)	令和4年7月31日
計算期間(※3)	令和3年8月1日から 令和4年7月31日までの1年間
年間上限額(※4)	144,000円

支給対象見込みの方には、奈良県後期高齢者医療広域連合より1月中に申請書が送付されますので、必要事項をご記入のうえ、役場 町民税務課までご提出ください。

※下記の被保険者は外来年間合算の申請を省略して支給します。

- ▶ 令和3年8月1日から令和4年7月31日までの全期間で奈良県後期高齢者医療広域連合の被保険者であり、高額療養費または外来年間合算の振込口座が登録されている方

国民健康保険加入の皆様へ

閩町民税務課 国保担当
NTT…TEL(32)3081 IP直通…TEL(39)9063

国民健康保険税納付のお知らせ

国民健康保険 第7期納期限 1月31日(火)

最寄りの金融機関【南都銀行・りそな銀行・奈良県農協・ゆうちょ銀行・郵便局】やコンビニエンスストア、スマートフォンアプリで納付してください。

口座振替の場合は、納期限の前日までに納税額に見合う金額の準備をお願いします。

国民健康保険税納付済通知書
発送のお知らせ

令和4年中(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)にお支払いいただいた国民健康保険税の納付済通知書を1月中旬にお送りしますので確定申告などにご使用ください。

納付済通知書の金額は普通徴収(個別納付や口座振替)の納付額です。特別徴収(年金からの天引き)の方は、公的年金の源泉徴収票に記載している額でご確認ください。(12月末に納付し、役場での納付確認が1月になった場合は、翌年の通知書に合算されることがありますのでご了承ください。)

若者の皆さん、献血にご協力を!

「はたちの献血」キャンペーン(1月1日~2月28日)実施中

血液は人工的に造ることができず、長期保存できません。全国的な少子高齢化の影響により、患者さんへの血液の安定供給への支障も懸念されています。献血は身近で大きな社会貢献です。ご協力をお願いします。



◆近鉄奈良駅ビル献血ルーム

〈所在地〉 奈良市東向中町28 奈良近鉄ビル6階
〈予約〉 TEL0120(397)722 (10時~18時)
〈献血受付〉 毎日 10時~18時
(成分献血は17時まで)

◆奈良県赤十字献血センター

〈所在地〉 大和郡山市筒井町600-1
〈予約〉 TEL0120(566)245 (平日9時~17時)
〈献血受付〉 毎週火・木・金・日曜日 9時~17時
(成分献血は16時まで)



ご自宅等からスマホ・パソコンによる“e-Tax”をご利用ください

令和4年分 所得税及び復興特別所得税・贈与税の**確定申告**は、**3月15日(水)**までです

確定申告会場は、大変混雑します。感染症対策の観点からも、確定申告は、スマホからがおすすめです。

スマホ専用画面で
見やすく操作が簡単



画面の案内に沿って
入力するだけで自動
計算



カメラで給与所得の
源泉徴収票を読み
取り自動入力



NEW

令和4年分(令和5年1
月以降)から青色申告
決算書・収支内訳書
がスマホで作成可能
となり、更に便利に

STEP

1 「国税庁ホームページ」へアクセス

税務署に行く手間がかかりません
確定申告期間中は**24時間いつでも**利用できます



スマートフォンで所得税の
確定申告書が作成できます



確定申告書の
作成はこちらから

STEP

2 申告書を作成

画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動
計算され、簡単・便利に作成することができます

STEP

3 申告書を提出

■ 国税庁ホームページからe-Taxで送信

■ 印刷して郵送等で提出



コンビニ等のプリントサービス(有料)でも印刷できます。

e-Taxの送信方法は**2通り**

1

マイナンバーカード方式

①マイナンバーカード



②マイナンバーカード
対応のスマホまたはIC
カードリーダー



または

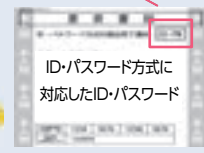


2

ID・パスワード方式

①ID(利用者識別番号)

②パスワード(暗証番号)



確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書控えと一緒に受け取った「ID・パスワード方式の届出完了通知」をご確認ください。

ID・パスワード方式はマイナンバーカード等が普及するまでの暫定的な対応です。マイナンバーカードの早期取得をお願いします。

吉野税務署で確定申告の相談等を希望される方へ

- ▶ 確定申告会場への入場には、「**入場整理券**」が必要です。
- ▶ 「入場整理券」の配付方法は、**オンライン(LINE)での事前発行**または**当日配付**の2通りです(当日配付分は、状況により早めに配付を終了する場合があります。)



- 相談の状況や内容により、**長時間お待ちいただく**ことがあります。
- 「検温」「マスクの着用」「手指の消毒」等の感染症対策にご協力ください。
- 発熱等の症状のある方や、体調のすぐれない方は、入場をお断りします。
- ボールペンなどの筆記用具・計算器具等をご持参ください。
- 確定申告会場では、**スマートフォン**を利用した申告書の作成を推進しています。

介護保険料とサービス利用料の一部などが税金の対象から控除されます

介護保険料とサービス利用料の一部などが、所得税の確定申告、町・県民税申告の際に所得控除の対象となります。

社会保険料控除(介護保険料)

前年中に納付した介護保険料の全額が、社会保険料控除の対象となります。申告の際には次の書類で確認してください。

- ①特別徴収者(年金天引きの方)
…年金保険者発行の「源泉徴収票」
- ②普通徴収者(納付書、口座振替で納付の方)
…吉野町発行の「納付済証明書」
(②については1月中旬頃、送付します。)

医療費控除(サービス利用料)

居宅サービス…自己負担額(1割または2割負担分)が対象

【医療系サービス】

⇒支給限度額を超えて利用した費用も対象

- ・(介護予防) 訪問看護
- ・(介護予防) 居宅療養管理指導
- ・(介護予防) 訪問リハビリテーション
- ・(介護予防) 通所リハビリテーション
- ・(介護予防) 短期入所療養介護

【福祉系サービス】

⇒支給限度額を超えて利用した費用は対象外

- ※居宅サービス計画に医療系の居宅サービスが含まれていることが必要です。
- ・訪問介護(生活援助中心型を除く)
- ・(介護予防) 訪問入浴介護・通所介護
- ・(介護予防) 短期入所生活介護・夜間対応型訪問介護
- ・(介護予防) 認知症対応型通所介護
- ・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- ・地域支援事業の訪問型サービス(生活援助中心型を除く)
- ・地域支援事業の通所型サービス

施設サービス

【医療系サービス】

⇒自己負担額(1割、2割または3割負担分および食費・居住費)が対象

- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・介護療養型医療施設

【福祉系サービス】

⇒自己負担額(1割または2割負担分および食費・居住費)の½が対象

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・地域密着型介護老人福祉施設



- ※生活援助中心の訪問介護や福祉用具の貸与・購入、住宅改修費等は対象となりません。
- ※領収書に「医療費控除の対象となる金額」が記入されていることが必要です。

介護保険料 納め忘れていませんか？

介護保険はみなさんに納めていただく保険料と公費を財源に運営されています。

65歳以上の方の介護保険料の徴収方法としては、支給される年金からすぐに特別徴収(年金天引き)されることなく、半年間程度は普通徴収(納付書による納付)をお願いすることになっています。この間、年金天引きされているものと思い、未納になっている方がおられます。また、特別徴収に移行後も年金から天引きできない方、年金天引

きでも差額分や調整分を個別にお支払いいただく方には納付書を送付しています。

介護保険料を納めないままですと、地方税法に定められる滞納処分(督促、財産調査、差押え等)の他に、介護サービスを受ける際、給付制限がとられます。このようなことになる前に、納め忘れにご注意ください。滞納のある方は下記までご相談ください。